

台風 19 号に伴う被災地への応援職員の派遣について

台風 19 号に伴い、甚大な被害を受けた被災地を支援するため、被災市区町村応援職員確保システムに基づき、下記のとおり、職員を派遣いたします。

1. 期間

11月19日（火曜）～11月26日（火曜）（第9次）

11月21日（木曜）～11月28日（木曜）（第10次）

2. 派遣先

福島県南相馬市

3. 活動内容

道路復旧査定補助業務

4. 派遣職員

土木職員 2 名

※被災市区町村応援職員確保システムについて

大規模災害発生時に全国の地方自治体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みを定めたもの。

（参考）その他の職員の派遣状況等

1. 応援本部の設置

（1）設置日

10月13日（日曜）

（2）内容

先遣隊・応援職員の派遣、国・県その他関係機関との連絡調整など

2. 先遣隊の派遣

（1）期間

10月14日（月曜）～15日（火曜）

（2）派遣先

福島県庁

（3）活動内容

被災状況にかかる情報収集など

（4）派遣職員（課長級）

神戸市危機管理室職員 1 名

3. 災害マネジメント総括支援員の派遣

(1) 期間

10月15日(火曜)～10月19日(土曜)

(2) 派遣先

福島県南相馬市

(3) 活動内容

被災市の長への助言、幹部職員との調整、応援職員のニーズ等の把握、関係機関及び総務省との連携など

(4) 派遣職員(計3名の課長級を派遣)

10月15日:神戸市危機管理室職員1名

10月16日～19日:神戸市危機管理室職員2名

4. 道路復旧査定補助業務への応援職員の派遣

(1) 期間

10月22日(火曜)～10月29日(火曜)(第1次)

10月24日(木曜)～10月31日(木曜)(第2次)

10月29日(火曜)～11月5日(火曜)(第3次)

10月31日(木曜)～11月7日(木曜)(第4次)

11月5日(火曜)～11月12日(火曜)(第5次)

11月7日(木曜)～11月14日(木曜)(第6次)

11月12日(火曜)～11月19日(火曜)(第7次)

11月14日(木曜)～11月21日(木曜)(第8次)

(2) 派遣先

福島県南相馬市

(3) 活動内容

道路復旧査定補助業務

(4) 派遣職員

各期間、土木職員2名ずつ派遣

5. 堆積土砂排除事業にかかる応援職員の派遣

(1) 期間

令和元年10月28日(月曜)から約1ヶ月の見込み

※被災地のニーズに応じて対応

(2) 派遣先

宮城県丸森町

(3) 活動内容

堆積土砂排除事業にかかる技術的支援

(4) 派遣職員

土木職員1名 ※期間中の交代あり

6. 被災住宅の応急修理への応援職員の派遣

(1) 期間

11月5日(火曜)～11月15日(金曜)

(2) 派遣先

埼玉県坂戸市

(3) 活動内容

被災住宅の応急修理

(4) 派遣職員

建築職員1名

7. 保健衛生隊の派遣

(1) 期間

10月23日(水曜)～10月29日(火曜) (第1次)

10月29日(火曜)～11月1日(金曜) (第2次)

(2) 派遣先

福島県いわき市

(3) 活動内容

- ・避難所等における被災者の健康支援業務
- ・在宅被災者の健康管理業務 など

(4) 派遣職員

第1次保健衛生隊 3名

第2次保健衛生隊 3名

8. 廃棄物収集・運搬への応援職員の派遣

(1) 期間

令和元年10月26日(土曜)～11月1日(金曜) (第1次)

令和元年11月1日(金曜)～11月8日(金曜) (第2次)

令和元年11月8日(金曜)～11月15日(金曜) (第3次)

令和元年11月15日(金曜)～11月22日(金曜) (第4次)

(通算派遣期間は未定)

(2) 派遣先

栃木県佐野市 (第1次)

栃木県栃木市 (第2次)

栃木県栃木市 (第3次)

栃木県栃木市 (第4次)

(3) 支援内容

家屋の浸水等に伴い、道路やクリーンステーションに出されている家庭ごみ、粗大ごみ等を分別・収集し、所定の場所に運搬する。

(4) 派遣人員・車両

各期間それぞれ、派遣人員21名(作業車7台)を派遣。

(※別途、各期間それぞれ先遣隊を派遣)

9. 被災地災害ボランティアセンターへの応援職員の派遣 (神戸市社会福祉協議会)

(1) 福島県内各災害ボランティアセンターの先遣調査

令和元年10月22日(月曜)～24日(火曜) 兵庫区社会福祉協議会 課長級1名

(2) 福島県・郡山市災害ボランティアセンター運営支援

令和元年10月25日(金曜)～30日(水曜) 神戸市社会福祉協議会 課長級1名(第1次)

令和元年10月29日(火曜)～11月3日(日曜) 神戸市社会福祉協議会 職員1名(第2次)

令和元年11月1日(金曜)～11月6日(水曜) 神戸市社会福祉協議会 職員1名(第3次)

なお、同センターへは、京都市・大阪市・堺市・神戸市の計4市(計4名)の政令指定都市社会福祉協議会職員に併せて、滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県の府県社会福祉協議会および府県下の社会福祉協議会職員(計6名)の合計10名が合同で支援を行う。